

令和6年第2回農業委員会総会議事録

令和6年2月16日（金）第2回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 14人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
			3番	小田正廣	
	5番	奥津賢司	6番	平利一	7番 奥津忠和
			9番	井藤孝久	10番 宮本武博
11番	藤川雅	12番	小川広文	13番	山田條一
14番	森立夫	15番	安達利延	16番	信谷昌吾

推進委員 9人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫

欠席委員 5人

2番	赤井勝利	4番	西村勉	8番	倉脇敏弥
17番	藤本彰	10番	妹尾元弘		

議事 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について  
議案第 9号 現況証明に係る現況認定について

報告事項 法務局照会について  
完了届について  
転用工事進捗状況報告について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	参事	谷岡 利典
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前 9 時 30 分)

谷岡参事	只今から、新見市農業委員会第2回総会を開催いたします。本日の出席は23名です。欠席は、2番赤井委員、4番西村委員、8番倉脇委員、17番藤本委員、推進10番妹尾委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	おはようございます。令和5年度もあとわずかとなりました。今日と19日に営農座談会が開催予定です。農業者関係として地域計画の説明もあるようです。地域計画については総会終了後に事務局より説明があると思いますが、地域の皆様より問い合わせ等があるかと思われるので対応をお願いいたします。また、19日の座談会には参加できる人は参加できるように出席をお願いいたします。本日もよろしくお願い致します。
谷岡参事	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくをお願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、15番安達委員、16番信谷委員をお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が2件ございました。現地確認を1番、2番とも1月31日に行っております。それでは、1番でございます。場所は哲多町矢戸、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は高齢により耕作することが難しくなったため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的か

つ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。9番井藤委員。

井藤委員

9番井藤です。2月10日、小川委員、安達委員、逸見推進委員と私の4名で現地確認しました。場所は、県道新見川上線の高梁市と新見市との境で備北バス●●●停のところ。既に譲受人が管理しており問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第5号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第5号2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございますが、場所は哲多町蚊家、現況地目は畑3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物はハーブ、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住し、耕作を考えている譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。12番小川委員。
小川委員	12番小川です。2月10日に井藤委員、安達委員、逸見推進委員、私の4人で現地確認しました。場所は、哲多町蚊家地内にあります本村集会所と申請者自宅の間に2筆、自宅前に1筆ありました。先般、備北民報に紹介されておりましたが、この方は長崎から移住をされております。この農地を使いハーブ栽培の計画、将来的にはハーブガーデン、ハーブのお店を作りたいと話されておりました。問題ないと思います。
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第5号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第6号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>第4条の申請につきまして、申請が2件ございました。現地確認を1番、2番とも1月31日に行っております。それでは、1番でございます。場所は、井倉、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は住宅用地で、転用理由は、申請地は、登記簿地目が畑のまま、借地人の住宅（昭和34年～平成31年）を取壊した後は更地となった状態でしたが、整備して新たに住宅木造1階建てを建設するもの。というものです。工事期間は令和6年3月25日から令和6年8月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、建築費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。

森委員	14番森です。申請の通り綺麗になっており問題ないと思います。確認は、2月10日に西村委員、三輪推進委員と3名で行いました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。1番。
神山委員	1番神山です。事務局に問います。過去に届無く転用されたものの対応はどのようになっていますか。
真治主任	昭和34年のことではあるので、その当時もしかしたら転用を出されていて登記地目の変更を忘れていた可能性もあります。
森委員	14番森です。1番については、以前に昭和34年には家が建って有りそのものを壊し更地となった状態になったところなので無断転用ではないです。
後藤委員	この件での始末書の提出はあるのですか。
真治主任	前回の時に、10年うちのものには始末書を提出していただき、それ以前のものには取らないことに決まっております。今回の件は、新たに建てられることで申請を出していただいたものです。
会 長	<p>それでは、現況地目は宅地ということで、住宅は借地人が昭和34年に建て、65年前に、それから平成31年令和元年ですので6年前に取り壊したことになります。始末書の提出を10年というくくりで、壊す時の年数とするのか建てた時点にするのか挙手を取りたいと思います。建てた年数で取る方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>建てた年数は昭和34年、65年前なので始末書は取らないことで決定いたします。それでは、議案第6号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第6号2番について、事務局の説明をお願いします。</p>

真治主任	<p>次に、2番でございます。場所は、井倉、現況地目は宅地でございます。転用目的は、平成29年に、井倉833番2の宅地に自宅を新築しました。申請地はこの自宅敷地の南側に隣接し、住宅敷地の周辺を整備する際に、転用許可手続きを失念して、一緒に工事をしてしまった。一部は家庭菜園として利用していますが、住宅の庭と駐車場として利用している。というものです。工事期間は平成29年7月1日から平成29年8月31日です。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。</p>
森委員	<p>14番森です。現地確認を2月10日、西村委員、三輪推進委員と私の3名でしました。2坪ぐらいの家庭菜園と隣に駐車場がありました。始末書を出され、本人から謝罪の電話をいただいております。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについて、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第6号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>第5条の申請につきまして、1件申請がございました。現地確認を1月31日に行っております。それでは1番ですが、場所は新見、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は露天駐車場です。転用理由は、申請地に隣接する家を購入予定だが、駐車場が狭いため、申請地を露天駐車場として利用したく、申請するもの。というものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和6年3月1日から令和6年</p>

	<p>4月30日までです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地（第一種住居地域）と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番平委員。</p>
平委員	<p>6番平です。2月15日に泉推進委員と現地確認しました。場所は、思誠小学校より南へ100mさがったところから八幡様より東へ30mあがったところがありました。譲受人の自宅が近くにありますので、問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第7号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、4条、5条の各議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
会 長	<p>それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。。続きまして、議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規についての説明をいたします。今回の新規について貸付が6件でしております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番豊永宇山、畑1筆6年賃貸借、2番豊永宇山、畑1筆6年賃貸借、3番哲多町大野、田1筆1</p>

	<p>0年使用貸借、4番哲多町成松、田4筆5年使用貸借、5番哲多町宮河内、田3筆5年使用貸借、6番哲西町大野部、田2筆畑1筆4年11ヶ月使用貸借です。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番からお願いします。</p>
妹尾委員	<p>推進委員6番妹尾です。2月12日に藤本委員、藤川委員、神山委員と現地確認を行いました。湯川診療所から南へ2キロ先に宇山地区があります。その地区内にありました。借受人は長らくピオーネ栽培をされており、再設定手続きが遅れたために新規となっております。2番も同じです。</p>
逸見委員	<p>推進委員9番逸見です。3、4、5番を続けて説明いたします。現地確認を2月10日、井藤委員、安達委員、小川委員、私とで行いました。3番場所は、●●●●●●から県道哲多哲西線を4キロ先頂上付近に左に分かれ道があります。その辺りから前方100mのところにあります。4番は、●●●●●●から矢戸方面に1キロ行った右側の橋を渡り、突き当りの所を左へ200m行った道下の田4筆です。5番は、正田トンネルを哲多方面に抜けて1キロ先の信号を入り、そこから2キロ行った左下の田です。いずれの農地も問題ないと思います。</p>
奥津(忠)委員	<p>7番奥津です。確認日は2月12日、奥津委員、妹尾推進委員、私で行いました。場所は、●●●●から備中町西山方面へ1キロ行ったところの右手に神社があります。その神社の真向かいに貸付人の方の居住があります。その家の前と裏と左にあります。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>私から質問ですが、5番の借受人である会社について聞かせて下さい。</p>
逸見委員	<p>推進委員9番逸見です。本業は林業です。農業もされております。社長は60代です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。ご意見、ご質問ございませんので、議案第8号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

	<p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>再設定が8件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>
全 員	<p>「ありません。」</p>
会 長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第8号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第9号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>それでは、現況証明の申請につきまして、今回1件申請がございました。現地確認を、1月31日に行っております。それでは1番でございます。場所は新見、台帳地目は田1筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、30年以上前に宅地造成され住宅が建っており、以来宅地として使用されており、昭和55年頃より、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
平委員	<p>6番平です。2月15日に泉推進委員と現地確認しました。場所は、●●●●県道新見勝山線を勝山方面に400m行ったところの●●●●●●●●を熊谷側へ入って40m先へありました。家が建っていました。以上です。</p>

<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第9号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数と認め、認定といたします。続きまして、報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>法務局照会につきまして、今回2件ございました。現地確認ですが、1番は1月12日に、2番は1月16日に行っております。</p> <p>それでは、1番ですが、場所は哲多町成松、登記地目は畑1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は昭和56年頃から宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。</p> <p>次に2番、場所は下熊谷、登記地目は田5筆、現況地目は雑種地、原野という申請で、該当地は平成6年頃から雑種地、原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願いします。1番を15番。</p>
<p>安達委員</p>	<p>15番安達です。1月15日に、小川委員、井藤委員、逸見推進委員と現地確認しました。哲多町時代の農業委員会で申請し家を建てたのですが、今回リホームすることで手をつけたところ現地の登記ができていなかったということでした。話を伺った後に確認したところリホームは完了しておりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>続きまして、2番を6番平委員。</p>
<p>平委員</p>	<p>6番平です。1月18日に、谷岡推進委員と現地確認しました。場所は、県道新見勝山線を勝山方面に向かい、●●●●●●●●前の入口を100m勝山方面に行った川向うにあります。この5筆すべて雑種地、原野となっております。以上です。</p>

会 長	次に完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が1件でしております。千屋地内1件、農地法施行規則第29条の農道となっております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。
小田委員	3番小田です。完了しておりました。
会 長	次に、農地転用工事進捗状況報告について事務局の説明をお願いします。
森本局長	農地転用工事進捗状況報告が1件でしております。神郷油野地内、農地法第4条農地改良嵩上げによるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日、補足説明があればお願いします。
信谷委員	16番信谷です。2月10日に仲田会長、大原推進委員と私で確認しました。現地は計画とおりの高さまで嵩上げが済んでおりました。申請人によりますと、このまま積雪がなければ3月から整地に入り完了させるということでした。以上です。
会 長	ここで休憩を10時25分まで10分間とります。
	～ 休憩 ～
会 長	再開します。日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
事務局	「ありません。」
会 長	続いて、その他。
森本局長	3件報告いたします。前回の総会で問合せがありました、法務局照会についてですが、農業委員会からの農地、非農地の回答をもって処理を

	<p>しているということですので法務局での独自判断はありません。続いて2件目、農業委員会の選挙運動について問合せがありましたので、これについて資料を添付させていただいております。農業委員、最適化推進委員は準公務員ですので選挙運動は禁止となっております。誤解されないように行動、言動に注意をお願いします。詳しくは添付資料をご確認してください。3件目、営農座談会の資料を提供いただきましたので皆様にお配りしております。内容をご確認のうえ相談があった場合などにご活用ください。事務局からは、以上です。</p> <p>それでは、次回の総会ですが、3月19日火曜日、午前9時30分から場所は南庁舎3階大会議室で開催します。</p>
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神山代理をお願いします。
神山代理	本日は、お疲れ様でした。（閉会挨拶）
	(閉会時刻 午前 10 時 36 分)

令和6年2月20日作成

署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_